

第7次小田原市総合計画書（第1期実行計画）制作業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

※令和7年11月28日（金）スケジュール変更版

1 業務概要

- (1) 件 名 第7次小田原市総合計画書（第1期実行計画）制作業務
(以下、「本業務」という。)
- (2) 目的・内容 第7次小田原市総合計画書（第1期実行計画）制作業務仕様書
(以下、「仕様書」という。)のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで

2 事業費上限額

3,432,000円（消費税及び地方消費税を含む）
支払いについては、業務完了後の一回払いとする。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 小田原市契約規則（昭和39年小田原市規則第22号）第5条の規定に該当するものであること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度小田原市の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続き開始の申立てがなされていなかつた者とみなす。
- (3) 参加申込書の提出期限から契約締結日までのいずれの日においても、小田原市、神奈川県又は国（公社、公団及び独立行政法人を含む。キにおいて同じ。）から指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 地方税及び国税の滞納がないこと。
- (5) 第7次小田原市総合計画書（第1期実行計画）制作業務プロポーザル事業者選定のための審査委員会の委員が経営又は運営に関与していない者であること。
- (6) 小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されていること（営業種目が「デザイン製作委託」であること。）。ただし、小田原市競争入札参加資格者名簿に未だ登録されていないが、参加申込書を提出した時点で、該当業務に係る営業種目において現に申込

中であり、候補者を選定する期日までに登録が完了する場合は例外とする。

- (7) 国または地方公共団体が発注する同種業務または類似業務を、令和2年度から令和6年度までに受注し、かつ履行した実績または業務継続中の契約を1件以上有していること。同種業務とは、総合計画書の制作業務とする。類似業務とは、ガイドブックやパンフレット等のデザイン制作業務とする。

5 参加申込書の提出に係る手続

(1) 提出書類

書類	備考
参加申込書【様式1】 誓約書【様式2】	<ul style="list-style-type: none">・代表者印を押印すること。
事業者概要【任意様式】	<ul style="list-style-type: none">・会社概要（任意様式）※会社パンフレット等の添付も可・参加者が、かながわ電子入札共同システムに未登録の場合は、次の書類（又はその写し）を添付すること。<ul style="list-style-type: none">1 定款及びその他の規約2 履歴事項全部証明書（登記簿謄本） ※3か月以内に発行されたものに限る（3、4において同じ。）。3 営業証明書4 印鑑証明書
同種・類似業務受託実績 【様式3】	<ul style="list-style-type: none">・令和2年度から令和6年度までにおいて、国や地方公共団体から受託した業務の実績を最大6件記入する。・同種業務の契約を優先して記載すること。・業務継続中の契約も実績として取り扱うことを認めること。・業務実績に係る契約書（鑑）の写しを添付すること。

(2) 提出期限

【変更前】令和7年（2025年）11月26日（水）午後5時まで（必着）

【変更後】令和7年（2025年）12月3日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出先

小田原市企画部企画政策課（小田原市役所4階）

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地

電話 0465-33-1253（直通） FAX 0465-33-1286

(4) 提出部数

各1部

(5) 提出方法

A4サイズの簡易なファイルを使用し、上記5(1)の順に提出書類を綴じて、提出期間内に持参または郵送する。

持参の場合は、提出期限までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで。郵送の場合は、提出期限までに到着するものとするほか、書留郵便等の配達の記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできない。

6 候補者選定方法

公募型プロポーザル方式とし、参加事業者の提案を受けて評価・採点を行い、最優秀提案者を本業務の委託事業者の優先交渉権者に選定するものとする。

審査は、下記12(4)「審査の評価項目及び配点」に基づき、審査委員会の委員及び審査委員会事務局が客観的に公平かつ厳正に行うものとする。

7 説明会

説明会は開催しない。

8 質疑・回答

(1) 質疑

ア 質問方法

質問の受付期間内に、「質問書」（様式4）を電子メールにより提出すること。なお、口頭又は電話による質問は受け付けない。

イ 質問の受付期間

令和7年（2025年）11月12日（水）から11月17日（月）午後5時まで

ウ 提出先

小田原市企画部企画政策課電子メールアドレス

kikaku@city.odawara.kanagawa.jp

(2) 回答

ア 回答方法

小田原市ホームページにて公開

イ 回答期日

令和7年（2025年）11月21日（金）

9 参加申込資格審査

提出された参加申込書等により、上記4「参加資格」を満たしているかについて確認し、その結果については**令和7年（2025年）12月5日（金）（予定）**に「参加資格審査結果通知書」（様式5）により「参加申込書」（様式1）に記載されている担当者のE-mailアドレスに対し電子メールにて通知する。

10 企画提案書作成方法

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式6）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 提案作品（任意様式）

エ 参考見積書（任意様式）

(2) 提出期限

【変更前】令和7年（2025年）12月12日（金）

【変更後】令和7年（2025年）12月17日（水）

(3) 提出先

上記5(3)と同じ

(4) 企画提案書等作成要領

【企画提案書】

ア 企画提案書は原則としてA4版の両面使用で作成すること。文字は注記等を除き原則として11ポイント程度以上の大きさとすること。

イ 下記12(4)「審査の評価項目及び配点」及び仕様書に沿って企画提案を作成すること。

ウ 企画提案書は、できる限り平易な表現（図表等を含む。）で作成すること。

エ 仕様書に示す要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、当該業務が小田原市の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案を行うこと。

オ 市で募集している「えがおがあふれる わたしのふるさと小田原」絵画・写真の募集の活用について考慮すること。

（参考URL）

<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/municipality/vision/7th/p40013.html>

【提案作品】

カ 総合計画書本編のイメージ作品を提案すること。

キ イメージ作品は表紙デザイン案と、施策ページ案を各1案ずつ最低限提案すること。

※施策ページ案は「施策1 地域福祉」とし、見開きで2頁とすること。

【参考見積書】

ク 参考見積書の宛先は小田原市長、業務名は「第7次小田原市総合計画書（第1期実行計画）制作業務」とし、業務者の所在、商号又は名称、代表者職氏名を記載の上、代表者印を押印すること。

ケ 参考見積書は、当該業務に必要な全ての経費を見積ること。また、その積算内容を業務別に記載した内訳（様式任意）を添付すること。

(5) 提出方法

上記5(5)と同じ

(6) 提出部数

7部（記名版1部（正本）、無記名版6部）

※ 記名版は、表紙、企画提案書及び参考見積書に提案者名、関連企業名、ロゴ

マーク等の提案者が特定できる情報が記載されたものとする。

- ※ 正本は代表者印が必要。
- ※ 無記名版は、内容は記名版と同じとするが、表紙、企画提案書及び参考見積書を含め、提案者を特定できる情報を記載しないこと。

11 参加辞退

参加申込書兼誓約書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、令和7年（2025年）12月10日（水）までに「参加辞退届」（様式7）を上記5(2)に持参または郵送にて提出すること。

12 審査方法

(1) 審査委員会

審査は、第7次小田原市総合計画書（第1期実行計画）制作業務事業者選定のためのプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において実施する。

(2) 審査

ア 候補者の選定は、書類審査により行う。

イ 参加者が1者の場合でも本プロポーザルは成立するものとし、審査を実施する。

(3) 審査の評価項目及び配点

区分	審査項目	評価基準	配点
業務実績・業務体制等	業務遂行能力	同種業務や類似業務の受注実績、計画書等の作成に関する知識を有しているか	10
	業務体制	業務遂行のための体制（人数・配置）が適切か	10
	計画性	業務工程、出稿方法、校正回数・方法が合理的か	10
実施方針・提案内容等	デザイン	読者（市民）をひきつけるデザインとなっているか	20
	表現方法	グラフや図、写真、イラストが効果的に使われているか	15
	業務への理解度	第7次小田原市総合計画第1期実行計画行政案の内容を理解し、その内容を踏まえた提案が盛り込まれているか	15
その他	追加提案	追加の提案がある場合、その内容は業務目的の達成に寄与・貢献するものか	10
	提案部数	本編提案部数の多寡（見本部数10部を除く） (小田原市の希望部数を300部とする。提案下限部数は0部、上限部数を500部とする)	10
小計			100

市内事業者加点 (準市内事業者の場合 5 点、市内事業者の場合10点加点する)	10
合計	110

(4) 候補者（優先交渉権者）の選定

- ア 全審査委員の各評価点数を合計し、最高得点者を候補者とし、最高得点者の次の高得点者を次点者として選定する。最高得点者又は次点者が複数の場合は、委員会の総合的な審査により選定する。
- イ 委員会の委員の半数以上から、評価項目のいずれか同一の項目において0点と評価された者は、失格とする。
- ウ 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、優先交渉権者を選定しない。

13 審査結果

審査結果は、**令和8年（2026年）1月7日（水）**に、参加申込書兼誓約書（様式第1号）に記載された担当者の電子メールアドレスあてに通知するとともに、本市ホームページで候補者名を公表する。また、後日、文書でも通知する。

14 日程

内 容	実施時期
実施要領の公表	令和7年（2025年）11月12日（水）
質問書の提出締切	令和7年（2025年）11月17日（月）
質問書に対する回答	令和7年（2025年）11月21日（金）
参加申込書の提出締切	【変更前】令和7年（2025年）11月26日（水） 【変更後】令和7年（2025年）12月3日（水）
参加資格の審査結果通知	【変更前】令和7年（2025年）11月28日（金） 【変更後】令和7年（2025年）12月5日（金）
企画提案書及び参考見積書の提出締切	【変更前】令和7年（2025年）12月12日（金） 【変更後】令和7年（2025年）12月17日（水）
結果通知	【変更前】令和7年（2025年）12月25日（木） 【変更後】令和8年（2026年）1月7日（水）
優先交渉権者及び審査結果公表	【変更前】令和7年（2025年）12月26日（金） 【変更後】令和8年（2026年）1月8日（木）
契約の締結	【変更前】令和8年（2026年）1月上旬 【変更後】令和8年（2026年）1月中旬

15 提出書類の取扱い

- (1) 参加申込書兼誓約書、企画提案書その他提出された書類は、返却しない。

(2) 提出された書類は、本プロポーザルの審査以外には使用しない。ただし、優先交渉権者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、小田原市が必要と認める場合には、小田原市は、優先交渉権者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用することができるものとする。

16 契約締結事務

プロポーザルは、本業務の履行に最も適した契約の相手方を選定するものであることから、具体的な業務は、企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、小田原市との協議に基づいて実施するので、経費縮減及び機能向上を図るために協議を行う予定である。

(1) 仕様等の確定について

契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定をもって優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。協議により必要な範囲内において企画提案書の項目の変更、追加及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができるものとする。また、当該協議が整わない場合で、次順位者が優先交渉権者となったときも同様とする。

(2) 契約金額の確定について

契約金額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。

(3) 契約保証金について

小田原市契約規則（昭和39年6月1日小田原市規則第22号）第29条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

17 情報公開

(1) 小田原市は提出された企画提案書等について、小田原市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

(2) 次に掲げる事項について、小田原市ホームページにおいて公表する。

ア 業務名

イ 契約期間

ウ 選定した優先交渉権者の名称

18 費用負担

参加申込書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルへの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とする。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルへの参加に要した費用を小田原市に請求することはできない。

19 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 提案見積金額が、見積限度額を超えた場合
- (5) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他 の排他的権利を侵害した場合
- (6) 審査委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

20 問い合わせ先

小田原市企画部企画政策課 担当：金本
〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地
電話 0465-33-1253（直通） FAX 0465-33-1286（直通）
E-mail kikaku@city.odawara.kanagawa.jp

21 その他

- (1) 本提案により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (2) 参加申込書等に記載した配置予定の業務担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の業務担当者であるとの小田原市の了承を得なければならない。